

健康診査日程  
12・1月分

- 乳幼児健診・健康相談  
宮之城保健センター  
・1歳7〜8か月児 (R2・4生) 健診  
12月15日(水) 午後0時30分〜午後0時45分受付  
7〜8か月児 (R3・4生) 育児相談  
12月17日(金) 午前9時15分〜午前9時30分受付  
3歳児(H30・10生)健診  
12月22日(水) 午後0時30分〜午後0時45分受付  
2歳3か月児 (R1・9生) 歯科健診  
1月6日(木) 午後0時30分〜午後0時45分受付  
1月7日(金) 育児相談  
午前9時〜午前10時受付  
Hugくみるーむ  
・2か月児(R3・10生) 育児相談  
1月11日(火) 午前9時45分〜午前10時受付  
4か月児 (R3・8生) 健診  
1月12日(水) 午後0時30分〜午後0時45分受付

母子健康手帳交付(要予約)

- 12月20日(月) 午後1時30分〜午後3時受付  
役場本庁2階会議室A  
1月17日(月) 午前9時30分〜午前11時受付  
役場本庁1階相談室B、C  
※妊娠届出書、健康保険証、マイナンバーカード、顔写真付きの身分証明書ををお持ちください。

むし歯予防の日(要予約)

- (フッ化物塗布)  
12月15日(水)  
12月22日(水)  
1月6日(木)  
午後3時〜午後4時受付  
宮之城保健センター  
えほんの森  
身長・体重測定(要予約)  
12月24日(金)  
午前10時〜午前11時受付  
こども図書館 えほんの森



宮之城出張助産所(要予約)

- 12月17日(金) 午前午後  
1月11日(火) 午前午後  
午前：午前9時30分〜  
午後：午後1時〜  
午後3時  
宮之城保健センター  
お問い合わせ先  
子ども支援課 子ども健康係(内線2141)

シルバー人材センター  
新規入会説明会

60歳以上の方、まだまだ現役です。続きはシルバーで活かしてみませんか。条件次第では、入会即就業も可能です。  
参加希望の方は電話でお申し込みください。当日直接参加もできます。

日時

- 12月21日(火)  
午前9時〜午前11時30分  
会場  
町シルバー人材センター  
対象者  
60歳以上の町民  
お問い合わせ先  
町シルバー人材センター  
☎(52) 3363

今月の納税

- ・固定資産税第4期  
・国民健康保険税第6期  
・後期高齢者医療保険料第6期  
・介護保険料第6期  
納期限：……12月27日  
口座振替日：12月20日  
お問い合わせ先  
税務課 収納係  
(内線2113)

危険な防空壕にご注意ください

防空壕の中には、崩落や一酸化炭素中毒の危険性があります。危険な防空壕は町でも安全対策を行っていますが、まだ確認されていない箇所がある可能性もあります。



お問い合わせ先

- 建設課 まちなみ整備係  
(内線2258)  
心配ごと相談所  
毎週木曜日  
午前10時〜正午  
宮之城ひまわり館  
お問い合わせ先  
町社会福祉協議会  
☎(52) 1123

こころの健康相談

NPO法人かごしまメンタルパートナー協会のカウンセラーが、こころの健康相談に応じます。予約は不要ですが、確実な利用を希望する場合は事前にお電話ください。



- 日時・場所  
1月13日(木)  
久富木区公民館  
午前11時〜正午  
二渡清流館  
午後1時30分〜  
午後2時30分  
申込み・お問い合わせ先  
保健福祉課 健康増進係  
(内線2137)

10月の火災・救急情報

火災	ドクターヘリ
発生件数 1件	出動件数 6件
	運んだ人 1人
救急	
(出動件数・運んだ人)	
急病 40件 37人	
交通事故 5件 5人	
その他 23件 22人	



12月は給与所得者の  
年末調整の月です

■正しく申告しましょう  
12月は年末調整の月です。大部分の給与所得者は、年末調整によりその年の納税を完了することになります。年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

納めた国民年金保険料は全額が控除対象

国民年金保険料は、所得税法と地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除対象

控除対象となるのは令和3年1月1日から12月31日までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も含まれます。また、自身の保険料だけでなく、家族が負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料もあわせて控除が受けられます。

敬老商品券の期限は  
2月28日まで

80歳、90歳に贈呈した敬老商品券の有効期限は、令和4年2月28日までです。まだ利用していない方は、町内のお店でお早めにご利用ください。



家屋を新築や解体した方へ 固定資産税のお知らせ

家屋を新築した方へ

今年中に新築または増築した家屋(倉庫や車庫を含む)は、来年度から固定資産税の課税対象となります。課税額算出のため、調査員が建物内外の家屋を調査します。

家屋を解体したら届出を

家屋を解体(滅失)した方は、12月末までに家屋滅失届を提出してください。届出がないと、来年度も課税される場合があります。届出が翌年になる場合は、解体した業者の解体証明書が必要です。なお、住宅を解体した場合は、住宅用地特例がはずれ、土地の税額が上がります。

償却資産の申告をお願いします

個人または会社で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いる構築物や機械、運搬具、備品などがある場合は申告が必要です。昨年申告のあった方には12月上旬に申告用紙を郵送します。届かない場合や新たに申告する場合はご連絡ください。なお、太陽光発電設備は10kw未満の個人住宅用以外は事業用資産となり、償却資産として固定資産税の課税の対象となる場合があります。(課税標準額合計が150万円未満のときは課税されません)

申告期限▶令和4年1月31日(月)

■お問い合わせ先  
税務課 資産税係(内線2116)

